一般社団法人
奈良県経済倶楽部

一般社団法人 奈良県経済倶楽部　新定款（平成25年4月改訂）

第1章　総　則

（名称）

第1条　本倶楽部は、一般社団法人奈良県経済倶楽部と称する。

（事務所）

第2条　本倶楽部は、主たる事務所を奈良市東向中町6番地に置く。

第2章　目的及び事業

（目的）

第3条　本倶楽部は、会員相互の交誼親睦を敦くし、その知識徳性を啓発すると共に、奈良県商工業の振興を通じて地域経済の活力増進と社会文化の向上に貢献することを目的とする。

（事業）

第4条　本倶楽部は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1)会員相互の親睦連帯をはかる事業
(2)研修、啓発、研究などの会合を開催する事業
(3)新聞、図書、雑誌その他資料を収集し、閲覧研究に提供する事業
(4)機関紙、電子網等を利用した諸情報の発信事業
(5)産業振興及び経済基盤整備に資する事業並びに関係諸団体等との連携支援事業
(6)歴史文化を踏まえた郷土の健全な発展に資する事業及び関係団体等との連携支援事業
(7)社会教育及び国際相互理解に資する事業並びに関係諸団体等との連携支援事業
(8)会館の維持運営並びに会議及び会合集会の設備提供事業
(9)その他本倶楽部の目的達成に必要な事業

2　前項の事業は、奈良県において行うものとする。

第3章　会法員の構成員）

第5条　本倶楽部は、本倶楽部の趣旨に賛同する個人又は法人その他の団体で構成する。

2　前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

（会員資格の取得）

第6条　会員になろうとするものは、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

2　会員である法人その他の団体は、権利を行使する代表者（以下「指定代表者」という。）を指定することができる。

（基金の募集）

第7条　本倶楽部は、会員総会の決議を経て、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2　基金の額は、会員総会において定める。

3　拠出された基金は、本倶楽部が解散するまで返還しない。

（経費の負担）

第8条　会員は、会員総会において定める会費及び事業毎に別に定める負担金を納入しなければならない。

（任意退会）

第9条　会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（会員の資格喪失）

第10条　会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

(1)退会したとき。
(2)除名されたとき。
(3)会費等の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
(4)通信連絡が5年以上とれなくなり、会員の資格喪失につき理事会の決議を経たとき。

（除名）

第11条　会員が次のいずれかに該当する場合には、会員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

(1)本倶楽部の定款又は規則に違反したとき。
(2)本倶楽部の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
(3)その他除名すべき正当な事由があるとき。

（会費の不返還）

第12条　本倶楽部は、既納の会費は、これを返還しない。

（剰余金の不分配）

第13条　本倶楽部は、剰余金の分配を行うことができない。

第4章　役　員

（役員の設置）

第14条　本倶楽部に次の役員を置く。

(1)理事　10名以上15名以内
(2)監事　3名以内

2　理事及び監事は、会員総会の決議によって会員及び指定代表者の中から選任する。

3　理事のうち1名を会長、3名以内を副会長とし、また、1名を専務理事とすることができる。

4　会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

5　前項の会長及び副会長のうちの１名をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、同項の専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

（役員の職務及び権限）

第15条　会長は、法令及びこの定款で定めるところにより本倶楽部を代表し、その業務を執行する。

2　副会長は、会長を補佐する。

3　前項の副会長のうち代表理事である副会長は、法令及びこの定款で定めるところにより本倶楽部の業務を執行し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときはその職務を代行する。

4　専務理事は、会長及び副会長を補佐し、法令及びこの定款で定めるところにより本倶楽部の業務を執行する。

5　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

6　会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度に4ヵ月を超える間隔で２回以上、自己の職務執行状況を理事会に報告しなければならない。

7　監事は、理事の職務の執行状況を監査し、法令に定めるところにより、監査報告を作成する。

8　監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本倶楽部の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

第16条　理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2　監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3　補欠として選任された役員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4　役員は、第14条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第17条　役員は、会員総会の決議によって解任することができる。

（役員の報酬等）

第18条　役員は、無報酬とする。ただし、常勤役員に対しては、会員総会において定める総額の範囲内で報酬等として支給することができ、理事の報酬等の額については理事会で決定し、監事の報酬等の額については監事の協議により決定する。

2　役員には、職務執行のために要する費用の支払いをすることができる。

第5章　会員総会

（構成）

第19条　会員総会は、すべての会員をもって構成する。

2　前項の会員総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

（権限）

第20条　会員総会は、次の事項について決議する。

(1)会員の除名
(2)理事及び監事の選任又は解任
(3)理事及び監事の報酬等の額
(4)貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
(5)定款の変更
(6)解散及び残余財産の処分
(7)その他会員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第21条　会員総会は、定時会員総会として毎年度1回5月に開催するほか、必要がある場合に臨時会員総会を開催する。

2　前項の定時会員総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の定時社員総会とする。

3　臨時会員総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1)理事会において開催の決議がなされたとき。
(2)総会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員から会員総会の目的である事項及び招集の理由を示して会員総会の招集の請求があったとき。

（招集）

第22条　会員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2　会員総会を招集するときは、会員総会の日時、場所、目的である事項等を記載した書面をもって、会員総会の日の7日前までに、会員に対して招集の通知を発しなければならない。

（議長）

第23条　会員総会の議長は、当該会員総会において、出席会員の中から選出する。

（議決権）

第24条　会員総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

（決議）

第25条　会員総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2　前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1)会員の除名
(2)監事の解任
(3)定款の変更
(4)解散
(5)その他法令で定められた事項

3　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第14条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

（書面決議等）

第26条　会員総会に出席しない会員は、あらかじめ通知された事項について、理事会の決議を経て書面又は電磁的記録をもって議決し、又は他の会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2　前項の場合、その会員は出席したものとみなす。

（議事録）

第27条　会員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2　議事録には議長、議事録作成者及び会員総会において選任された議事録署名人が署名又は記名押印しなければならない。

第6章　理事会

（構成）

第28条　本倶楽部に理事会を置く。

2　理事会は、すべての理事をもって構成する。

3　理事会の議長は、開催の都度互選する。

（権限）

第29条　理事会は、次の職務を行う。

(1)本倶楽部の業務執行の決定
(2)理事の職務の執行の監督
(3)会長、副会長及び専務理事の選定及び解職
(4)会員の入退会に関する事項
(5)事業計画及び収支予算の承認
(6)重要な財産の処分
(7)資金の長期借入
(8)諸規則の制定及び改廃
(9)その他法令及びこの定款で定める事項

（招集）

第30条　理事会は、会長が招集する。

2　会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

（決議）

第31条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（理事会の決議の省略）

第32条　理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案について議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）
第33条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
2　出席した会長及び代表理事である副会長並びに監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第7章　委員会

（委員会の設置）
第34条　本倶楽部の目的達成のため、会長は、理事会の決議を経て、常設及び特別の委員会を置くことができる。
2　委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。
（委員会の業務）
第35条　委員会は、会長から諮問を受けた事項について審議する。

第8章　資産及び会計

（財産の管理）
第36条　本倶楽部の財産は、会長が管理し、その方法は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。
（事業計画及び収支予算）
第37条　本倶楽部の事業計画書及び収支予算書は、毎事業年度開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。
2　前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。
（事業報告及び決算）
第38条　本倶楽部の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
(1)事業報告
(2)事業報告の附属明細書
(3)貸借対照表
(4)損益計算書（正味財産増減計算書）
(5)貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
2　前項の承認を受けた書類のうち、同項第1号、第3号及び第4号の書類については、定時会員総会に提出し、同項第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
3　第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。
（事業年度）
第39条　本倶楽部の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第9章　定款の変更及び解散

（定款の変更）
第40条　この定款は、会員総会の決議によって変更することができる。
（解散）
第41条　本倶楽部は、会員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

第10章　事務局

（事務局の設置）
第42条　本倶楽部の事務を処理するため、事務局を設置する。
2　事務局には所要の職員を置く。
3　重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
4　事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第11章　公告の方法

（公告の方法）
第43条　本倶楽部の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第12章　補　則

（その他）
第44条　この定款に定めるもののほか、本倶楽部の運営に必要な細則は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。
附　則
1　この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
2　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第39条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
3　本倶楽部の最初の代表理事（会長）は菊池攻、代表理事（副会長）は豊澤安男、業務執行理事（専務理事）は今川啓二とする。
4　「社団法人奈良県経済倶楽部」に対して拠出金を拠出した会員を、本倶楽部の会員とする。